

令和4年12月2日招集

令和4年 第8回(12月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第92号	佐渡市個人情報保護法施行条例の制定について	1
議案第93号	佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8
議案第94号	佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第95号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	26
議案第96号	佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第97号	新たに生じた土地の確認について（江積地内）	40
議案第98号	字の変更について（江積地内）	41
議案第99号	新たに生じた土地の確認について（両津夷地内）	42
議案第100号	字の変更について（両津夷地内）	43
議案第101号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）	44
議案第102号	公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）	45
議案第103号	公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）	46
議案第104号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）	47
議案第105号	公の施設に係る指定管理者の指定について（ビ	48

ューさわた)

議案第106号	公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉松泉閣）	49
議案第107号	公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉クアテルメ佐渡）	50
議案第108号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）	51
議案第109号	公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）	52
議案第110号	公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）	53
議案第111号	財産の無償譲渡について（新穂潟上温泉）	54
議案第112号	令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について	55
議案第113号	令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について	55
議案第114号	令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	55
議案第115号	令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について	55
議案第116号	令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について	55
議案第117号	令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について	55

議案第92号

佐渡市個人情報保護法施行条例の制定について

佐渡市個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市個人情報保護法施行条例

佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長並びに財産区をいう。

（適正な管理）

第3条 実施機関は、法第5章第2節に規定する個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をする

れば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年佐渡市条例第15号）第1条に規定する佐渡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る前条の規定による改正前の佐渡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第14条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第

15条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年佐渡市条例第 号）第6条の規定による廃止前の佐渡市個人情報保護制度審議会条例（平成16年佐渡市条例第14号）第1条に規定する佐渡市個人情報保護制度審議会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前において法人（法人でない団体で代表者又は

管理人の定めのあるものを含む。) である受託業者等の代表者又は受託業者等の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その受託業務等に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託業者等に対しても、各本項の刑を科する。

8 前3項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第3条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第93号

佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年佐渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他法令で定める審査請求があった場合に市長等の諮問に応じて必要な事項を審査し、及び調査するため」を「に基づく情報公開に関する制度及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の保護に関する制度の適正かつ公正な運営を確保するため」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第1条の2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 佐渡市情報公開条例（平成16年佐渡市条例第12号）第15条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他法令で定める審査請求について調査審議すること。
- (4) 佐渡市個人情報保護法施行条例第11条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第2条中「実施機関」の次に「（佐渡市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び佐渡市個人情報保護法施行条例（令和4年佐渡市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条の見出し中「審査会等」を「審査」に改め、同条第1項中「実施機関」を「諮問実施機関（佐渡市情報公開条例第15

条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「実施機関」を「諮問実施機関」に改める。

(佐渡市営住宅条例の一部改正)

第2条 佐渡市営住宅条例(平成16年佐渡市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第61条の2の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条中「佐渡市情報公開条例(平成16年佐渡市条例第12号)第2条第2号に規定する公文書」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書」に、「自らの個人情報」を「自らの保有個人情報」に、「佐渡市個人情報保護条例(平成19年佐渡市条例第1号)」を「同法及び佐渡市個人情報保護法施行条例(令和4年佐渡市条例第 号)」に改める。

(佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例(平成16年佐渡市条例第284号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条中「佐渡市情報公開条例(平成16年佐渡市条例第12号)第2条第2号に規定する公文書」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書」に、「自らの個人情報」を「自らの保有個人情報」に、「佐渡市個人情報保護条例(平成19年佐渡市条例第1号)」を「同法及び佐渡市個人情報保護法施行条例(令和4年佐渡市条例第 号)」に改める。

(佐渡市営定住促進住宅条例の一部改正)

第4条 佐渡市営定住促進住宅条例(平成16年佐渡市条例第285号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、

同条中「佐渡市情報公開条例（平成16年佐渡市条例第12号）第2条第2号に規定する公文書」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書」に、「自らの個人情報」を「自らの保有個人情報」に、「佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）」を「同法及び佐渡市個人情報保護法施行条例（令和4年佐渡市条例第 号）」に改める。

（佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第5条 佐渡市特定公共賃貸住宅条例（平成16年佐渡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第41条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条中「佐渡市情報公開条例（平成16年佐渡市条例第12号）第2条第2号に規定する公文書」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書」に、「自らの個人情報」を「自らの保有個人情報」に、「佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）」を「同法及び佐渡市個人情報保護法施行条例（令和4年佐渡市条例第 号）」に改める。

（佐渡市個人情報保護制度審議会条例の廃止）

第6条 佐渡市個人情報保護制度審議会条例（平成16年佐渡市条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

議案第94号

佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の定年等に関する条例（平成16年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項

又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は、」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、佐渡市職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第56号)第7条の2に規定する職(病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管

理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職と

して規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅し

たときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐渡市条例第号。以下第5項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師以外の職員に対する第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の佐渡市職員の定年等に関する条例（平成16年佐渡市条例第40号）（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の佐渡市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（旧条例第3条ただし書に規定する医師又は歯科医師が占める職を除く。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職に

あつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職

とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定

年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（佐渡市職員の再任用に関する条例の廃止）

第10条 佐渡市職員の再任用に関する条例（平成16年佐渡市条例第41号）は、廃止する。

議案第95号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の
一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第
10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4に規定する定年前再任用短時間勤務職員
（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当
該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短
時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により
当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤
務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短
時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得
た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第2号中「（以下」の次に「この条において」を加え、
同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「（以下「運賃相当
額）」を「（以下この号及び次項において「運賃相当額）」に、「（以
下「1箇月当たりの運賃相当額）」を「（以下この号及び第3号におい
て「1箇月当たりの運賃相当額）」に改め、同項第2号中「再任用短時
間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中
「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再
任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条
第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及
び前項」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条の5第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再

任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の8第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項から第9項まで及び第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」改める。

第17条の4の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第11項中「もの」を「措置」に改め、「あって」を削る。

附則に次の8項を加える。

(職員の定年引上げに伴う特例)

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第17項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年佐渡市条例第 号)の規定による改正前の佐渡市職員の定年等に関する条例(平成16年佐渡市条例第40号)第3条ただし書に規定す

る医師及び歯科医師

- (3) 佐渡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 佐渡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 17 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項

の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第17項及び第18項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第17項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条の5第5項(第16条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第17項、第19項又は第20項の規定による給料の額との合計額」とする。

22 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200

別表第3アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(佐渡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年佐渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例（平成16年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 佐渡市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 佐渡市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条に次の1号を加える。

- (3) 佐渡市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号及び第18条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年佐渡市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要するもの」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第7条」を削り、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年佐

渡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年佐渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「及び第11条」を削り、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和元年佐渡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要するもの」の次に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第7条」を削り、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 改正後の佐渡市職員の給与に関する条例附則第15項から第22項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）
（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される佐渡市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される佐渡市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の佐渡市職員の給与に関する条例（次項から第8項までにおいて「改正後の給与条例」という。）第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後

の給与条例第16条の5第3項の規定を適用する。

- 7 改正後の給与条例第16条の8第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定に適用については、同項第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐渡市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。
- 8 改正後の給与条例第8条、第9条、第9条の2、第9条の3及び第9条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号。以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年佐渡市条例第293号。以下この条において「新条例」という。）第2条第1項の規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

- 2 新条例第5条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年佐渡市条例第4号。以下この条において「新条例」という。）第2条第1項の規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

2 新条例第6条から第9条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年佐渡市条例第25号。以下この条において「新条例」という。）第2条第1項の規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

2 新条例第5条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第96号

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

新たに生じた土地の確認について（江積地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市江積783地先の公有水面埋立地	335.21
②	佐渡市江積13、782地先の公有水面埋立地	1,930.00
③	佐渡市江積781、782地先の公有水面埋立地	4,617.03
④	佐渡市江積99、99の5から99の8まで、784地先の公有水面埋立地	2,926.35
⑤	佐渡市江積11の1、12、13、782地先の土地	1,681.70
⑥	佐渡市江積99、99の1から99の8まで、783、784地先の土地	5,279.40

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第98号

字の変更について（江積地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市江積 783 地先の公有水面埋立地	佐渡市江積
②	佐渡市江積 13、782 地先の公有水面埋立地	
③	佐渡市江積 781、782 地先の公有水面埋立地	
④	佐渡市江積 99、99 の 5 から 99 の 8 まで、784 地先の公有水面埋立地	
⑤	佐渡市江積 11 の 1、12、13、782 地先の土地	
⑥	佐渡市江積 99、99 の 1 から 99 の 8 まで、783、784 地先の土地	

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第99号

新たに生じた土地の確認について（両津夷地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

土地の所在地	面積（㎡）
佐渡市両津夷 372 の 5 地先の公有水面埋立地	548.29

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第100号

字の変更について（両津夷地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

変更前	変更後
佐渡市両津夷 372 の 5 地先の公有水面埋立地	佐渡市両津夷 字海方

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第101号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡市ケーブルテレビ放送施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社佐渡テレビジョン
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第102号

公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
勤労青少年ホーム
両津運動広場
両津野球場
両津テニスコート
両津農村広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住吉みどりの会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第103号

公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
両津総合体育館

- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第104号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、
佐渡市陸上競技場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求
める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡スポーツハウス
佐渡市陸上競技場
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第105号

公の施設に係る指定管理者の指定について（ビューさわた）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
ビューさわた
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人おけさ福祉会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第106号

公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉松泉閣）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
畑野温泉松泉閣

- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人おけさ福祉会

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第107号

公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉クアテルメ佐渡）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
羽茂温泉クアテルメ佐渡
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社ヴァーテックス
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第108号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡海洋深層水分水施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
新潟県佐渡海洋深層水株式会社
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第109号

公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
ドンデン山荘
- 2 指定管理者となる団体の名称
サンフロンティア佐渡株式会社
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第110号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜
赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人赤泊振興公社
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第111号

財産の無償譲渡について（新穂潟上温泉）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積(m ²)		備考
温泉施設等	佐渡市新穂潟上 1111番地	木造及び一部RC造、補強CB造の混構造 一部2階建て	1,231	68	
ボイラー小屋	佐渡市新穂潟上 1105番地1	木造平屋建て	19	87	
車庫施設	佐渡市新穂潟上 1094番地1	軽量鉄骨造平屋建	55	84	

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市宿根木56番地2
合同会社湯らく
代表社員 渡邊 陶生

令和4年12月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

- 議案第112号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第113号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第114号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第115号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第116号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第117号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）につい
て
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 1 1 2 号

《令和 4 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 8 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 佐渡ふるさと島づくり寄附金（ふるさと納税）に係る歳入・歳出所要額を計上
- ・ 保育所等送迎バスへの置き去り防止装置の設置に要する経費を計上
- ・ 海洋周辺地域における訪日観光促進事業に係る経費を計上
- ・ 公共工事の平準化等に係る債務負担行為を設定
- ・ その他の経費については、原油等の価格高騰に伴う燃料費、電気料の増額及び9月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	48,486,937
補正額	403,189
累計予算額	48,890,126

3 財源内訳

（単位：千円）

国・県支出金	11,599
寄附金	100,000
繰入金	254,574
市債	29,500
その他	7,516

4 主な補正項目

（単位：千円）

1) 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業【地域づくり課】

（事業内容）

歳入	
○ 佐渡ふるさと島づくり寄附金	補正額：80,000千円
・ ふるさと納税の増（補正前4億2千万円、補正後5億円）	
歳出	
○ 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業	補正額：41,987千円
・ 実績見込みに伴う返礼品業務委託料等の増	

2) 【新規】保育所等送迎バス置き去り防止装置設置事業【子ども若者課】

（事業内容）

・ 公立保育所運営費	補正額：2,880千円
・ 私立保育所支援費	補正額：720千円
保育所などの送迎バスへの安全装置の設置が、令和5年4月から義務化されることに伴い、市内保育所等送迎バスへの置き去り防止装置の設置に要する経費を計上。	

3) 【新規】 海洋周辺地域における訪日観光促進事業【観光振興課】

補正額：14,496千円

(事業内容)

インバウンド需要の高い地域において、国の補助事業を活用し観光情報の発信や受入環境整備、並びに災害からの訪日観光客の安全確保に係る経費を計上。

4) 公共工事の平準化（債務負担行為）

(事業内容)

令和5年度実施予定の公共工事の一部について、前倒して年度内に発注することにより、公共工事の平準化に取り組む。

- ・水産物供給基盤機能保全事業 102,500千円【農林水産振興課】
- ・道路橋りょう維持補修事業 30,000千円【建設課】
- ・道路橋りょう改良舗装事業 70,000千円【建設課】

5) 無償譲渡入浴施設運営円滑化支援事業補助金（債務負担行為）

【健康医療対策課】

(事業内容)

無償譲渡の入浴施設において、安全性及び機能性の向上を目指すとともに施設運営の円滑化を図るため、譲渡後に老朽化した施設の改修等を支援する経費について債務負担行為を設定する。

- ・期間：令和5年度～令和7年度
- ・限度額：30,000千円

6) (継続費) 庁舎整備費【総合政策課】

(事業内容)

インフレスライドに伴う増額。

年 度	年割額		比 較
	補正前	補正後	
令和3年度	258,598千円	258,598千円	変更なし
令和4年度	2,068,510千円	2,099,560千円	+31,050千円
令和5年度	1,392,072千円	1,464,532千円	+72,460千円
総 額	3,719,180千円	3,822,690千円	+103,510千円

7) (継続費) 相川消防署高千出張所建設事業【消防本部】

(事業内容)

資材費等高騰に伴う増額。

年 度	年割額		比 較
	補正前	補正後	
令和4年度	16,046千円	16,046千円	変更なし
令和5年度	326,912千円	355,589千円	+28,677千円
総 額	342,958千円	371,635千円	+28,677千円

議案第 1 1 3 号

《令和 4 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 原油等価格高騰に伴う光熱水費負担金の補正を計上

2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	473,131
補正額	6,300
累計予算額	479,431

3 財源内訳 (単位：千円)

一般会計繰入金	6,300
---------	-------

4 補正項目 (単位：千円)

特別養護老人ホーム費	
・ 一般管理費	補正額： 6,300

議案第 1 1 4 号

《令和 4 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 原油等価格高騰に伴う燃料費、光熱水費負担金の補正を計上

2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	646,459
補正額	8,765
累計予算額	655,224

3 財源内訳 (単位：千円)

一般会計繰入金	8,765
---------	-------

4 補正項目 (単位：千円)

介護老人保健施設費	
・ 一般管理費	補正額： 8,765

議案第 115 号

《令和 4 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 2 号）概要》

【令和 4 年度補正予算（第 2 号）】

- ・ 補助金収入を補正増
- ・ 新病院建築工事に係る費用、財源を補正増
- ・ 医療機器備品購入に係る費用、財源を補正増

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	1,582,972	19,253	1,602,225
支出	1,878,372	9,454	1,887,826
収支	△295,400	9,799	△285,601

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 2 号	補正後	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	1,290,495	19,253	1,309,748	292,477	0	292,477
支出	1,378,251	4,654	1,382,905	500,121	4,800	504,921
収支	△87,756	14,599	△73,157	△207,644	△4,800	△212,444

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	403,709	255,652	659,361
支出	344,126	214,362	558,488
収支	59,583	41,290	100,873

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 2 号	補正後	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	330,360	255,652	586,012	73,349	0	73,349
支出	320,777	214,362	535,139	23,349	0	23,349
収支	9,583	41,290	50,873	50,000	0	50,000

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 19,253 千円 ・ 収益的支出 4,654 千円
 ・ 資本的収入 255,652 千円 ・ 資本的支出 214,362 千円
- [主な内容] ・ 補助金収入（コロナ関連、施設・設備等）を補正増
 ・ 医療機器（大腸ビデオスコープ）の購入費を補正増
 ・ 新病院建築工事費の補正増

【相川診療所】

- [補正額] ・ 収益的収入 0 千円 ・ 収益的支出 4,800 千円
 [主な内容] ・ 光熱水費（電気）燃料費（重油）を補正増

【新両津病院建設事業】

- ・ 継続費の変更 (単位：千円)

	R 4	R 5	R 6	R 7	計
変更前	26,400	1,244,326	3,757,432	78,000	5,106,158
変更後	239,867	1,420,239	3,838,052	78,000	5,576,158
増減額	213,467	175,913	80,620	0	470,000

事業費総額を、この間の労務単価や資材の高騰を積み上げ 470,000 千円

議案第 1 1 6 号

《令和 4 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・電気料金値上げに伴う動力費の補正を計上
- ・利率の改定に伴う企業債償還金及び利息の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

・収益的収支

収入	補正前の額	2,634,750	支出	補正前の額	2,640,691
	補正額	47,963		補正額	47,479
	累計予算額	2,682,713		累計予算額	2,688,170

・資本的収支

収入	補正前の額	1,488,640	支出	補正前の額	2,288,110
	補正額	0		補正額	216
	累計予算額	1,488,640		累計予算額	2,288,326

3. 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・補てん財源（損益勘定留保資金）充当 216

4. 補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

- ・一般会計補助金 47,963

○収益的支出

- ・電気料金値上げに伴う動力費 47,963
- ・利率の改定に伴う企業債償還利息 △484

○資本的支出

- ・利率の改定に伴う企業債償還金 216

議案第 1 1 7 号

《令和 4 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・電気料金の値上げに伴う光熱水費の補正を計上
- ・入札による請負差額補正を計上
- ・施設更新工事費の補正を計上
- ・利率の改定に伴う企業債償還金及び利息の補正を計上

2. 予算規模

・収益的収支		(単位：千円)			
収入	補正前の額	3,239,394	支出	補正前の額	3,226,636
	補正額	17,325		補正額	16,513
	累計予算額	3,256,719		累計予算額	3,243,149
・資本的収支		(単位：千円)			
収入	補正前の額	1,633,810	支出	補正前の額	2,291,493
	補正額	15,000		補正額	15,368
	累計予算額	1,648,810		累計予算額	2,306,861

3. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

営業外収益

- ・営業費用の増に伴う一般会計補助金の増額 17,325

○収益的支出

営業費用

- ・電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額 32,325
- ・入札による請負差額に伴う委託料の減額 △15,000

○資本的収入

他会計補助金

- ・工事請負費の増に伴う一般会計補助金の増額 15,000

○資本的支出

建設改良費

- ・施設更新工事の増に伴う工事請負費の増額 15,000